

手続きについて

「都市計画法」「西東京市地区計画等の案の作成手続きに関する条例」の規定により、以下のように進めました。

地区計画（原案）の公告・縦覧、及び意見書の提出

- 平成18年6月15日～29日までの2週間、地区計画（原案）を、市役所窓口で縦覧しました。
- 地区内の地権者その他関係権利者の方々から、平成18年6月15日～7月6日までの間、地区計画（原案）に対して意見書を提出いただきました。

地区計画（案）の策定

- 提出された意見書や、説明会でお寄せいただいた意見を踏まえ、地区計画（案）を作成しました。

東京都の同意

その他関係機関（特定行政庁など）との協議

関係機関との協議などの
手続きを行います。

地区計画（案）の公告・縦覧

- 地区計画（案）を平成18年8月3日～17日までの2週間、市役所窓口で縦覧しました。
- 市民や利害関係を有する方々は、地区計画（案）に対して意見書を提出することが出来、提出された意見書は、その要旨をまとめ、西東京市都市計画審議会にて地区計画（案）を審議する際の参考意見として提出しますが、今回は提出された意見書はありませんでした。

西東京市都市計画審議会への付議

- 平成18年8月23日に地区計画（案）を西東京市都市計画審議会に付議し、審議の上決定されました。

都市計画決定の告示

- 地区計画を都市計画決定し、平成18年8月25日に告示しました。
このことで、今後のまちづくりのルールとして、地区計画が確定しました。

建築条例の制定

- 地区計画の内容を、建築確認手続きにおける審査事項とするため、その内容を定めた建築条例を平成18年9月21日に制定しました。

今後、この地区計画に沿ってまちづくりが進み、目標に掲げたまちが実現します。